

令和5年度

高針台中学校いじめ防止基本方針

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

本校では、令和3年3月に大変悲しい出来事が起きた。亡くなった生徒の保護者からは、「困っていることを誰にも言えず悩んでいる子は必ずいる。その子を救ってあげてほしい。」と伝えられた。この言葉を学校全体で非常に重く受け止め、この大変悲しい出来事が二度と起きないようにするために、令和3年度より生徒が互いの人権を尊重することの大切さを理解するとともに、人に助けを求めることの必要性に気付いたり、相手の気持ちを考えたりすることができるようになるための取組を進めている。また、子どもの権利を尊重し、生徒の声を教育活動に取り入れ、保護者や地域と学校が連携して生徒を支える取組を「高中みらいプロジェクト」として推進することで「誰一人取り残すことのない学校づくり」を目指している。

このような取組を行い、本校が「いじめのない学校」となるためには、「いじめ」という行為は、相手の人権を侵害する許されない行為であることを、学校に関わる全ての人々が共通理解する必要がある。また、「いじめ」は関わりのあった人だけの問題ではなく、周りにいた人・学級・学年・学校の問題として捉えることで、「他人事」ではなく「自分事」として当事者意識をもち、学校全体でいじめをなくす行動を起こすことが重要であると考えます。

本校は、上記のことを踏まえ、また、本市学校努力目標である「ともに学び自分らしく生きる」の実現を目指して、以下の点を旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがあってはならない。そのためにいじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、教育委員会・学校・家庭・地域・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服するという強い決意で行わなければならない。

学校は、いじめを受けた生徒を徹底して守り通す責務を有し、いじめを助長することがもとより、いじめを認識しながら、これを隠蔽し、放置するようなことが決してあってはならない。

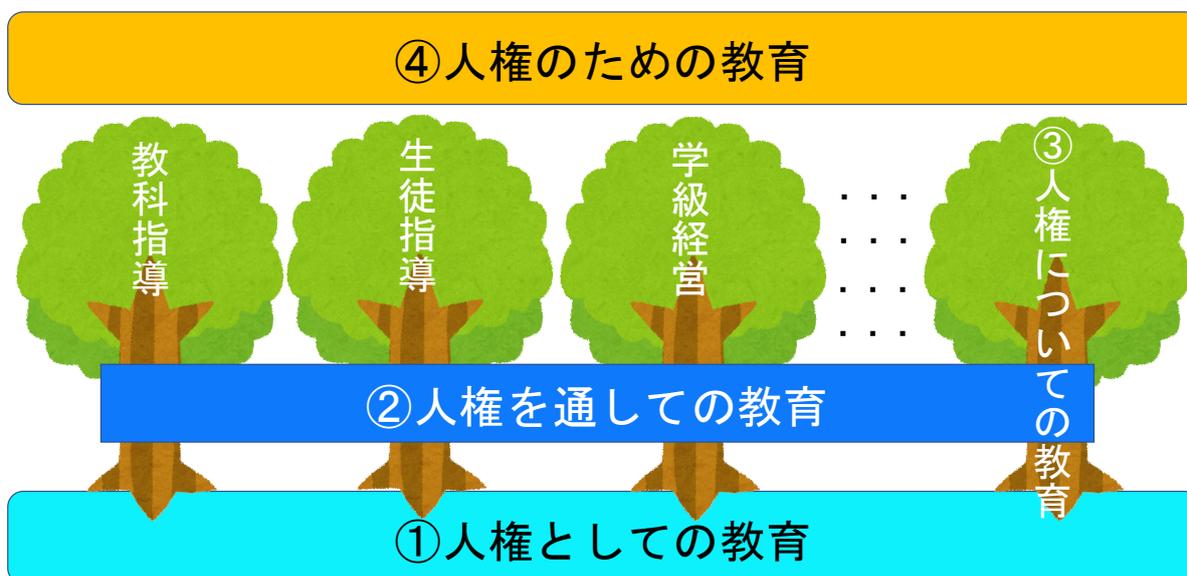
2 校内体制

- ・ 学校はいじめ防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりのためにいじめが発生した場合の対応やいじめ防止のための指導計画を示し、生徒一人一人の声にならない声に耳を傾けた実態把握や教職員間で連携を図り定期的に情報交換を行いながら、人権の視点を取り入れた教育活動を実施する。

- ・ 校長をいじめ防止対応の責任者とし「いじめ等対策委員会」を中心として、教職員間の緊密な情報交換や共通理解の徹底を図り、一致協力して対応する体制で臨む。
- ・ いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、多様な専門性をもった職員が多面的に関わるなど、学校全体で素早く組織的に対応するため、「いじめ対策チーム会議」と「いじめ等対策委員会」を構成する。
- ・ 「いじめ対策チーム会議」は、いじめが疑われる事案が発生したという情報を確認した場合に直ちに開催し、開催したときは議事録を作成する。
- ・ 「いじめ等対策委員会」は、月1回や緊急の場合など必要に応じて開催するとともに、開催したときは議事録を作成する。その際、会は他の会と重ならないよう単独で開催する。
- ・ 「いじめ対策チーム会議」の構成員
校長・教頭・主幹教諭・教務主任(子ども応援委員会コーディネーター)・生徒指導主事・当該学年主任・当該学年生徒指導係・当該生徒関係職員・なごや子ども応援委員会(ヘルピングプロフェSSIONナルズ(以下HP)・スクールソーシャルワーカー(以下SSW)等)スクールカウンセラー(以下SC)
- ・ 「いじめ等対策委員会」の構成員
校長・教頭・主幹教諭・教務主任(子ども応援委員会コーディネーター)・校務主任・生徒指導主事・学年主任・教育相談担当・養護教諭・学年生徒指導係・当該生徒関係職員、なごや子ども応援委員会(HP、SSW等)SC
- ・ 機動的で柔軟な対応ができるように、生徒指導主事を情報の「集約担当」として設ける。
- ・ いじめの疑いを含めたいじめに関する対応について、本校に設置されているなごや子ども応援委員会の専門的な見地からの助言を踏まえ、教職員となごや子ども応援委員会が連携して、生徒への支援を実施していく。

3 人権の視点を取り入れた教育活動の推進

- ・ 学校全体の全ての教育活動に人権の視点を取り入れ、四つの側面を大切にしながら取り組み、その中でいじめ防止に関わる教育活動を推進していく。



① 人権としての教育

- 「教育を受けること」それ自体が重要な「人権」であるとして、教育の機会を保障し、自己実現を可能とする力を育てる教育
 - ・ ありのままの自分を認める気持ち（自己肯定感）の醸成
 - ・ キャリア教育
 - ・ スマイルルームの活用 等

② 人権を通しての教育

- 教育活動において子どもの「人権」が守られ、かけがえのない存在として活躍できる環境を与える教育
 - ・ ありのままの存在を認める（基本的自尊感情）
 - ・ 各種アンケート結果を踏まえた支援
 - ・ 子どもの居場所がある学級経営や授業実践 等

③ 人権についての教育

- 子どもたちが「人権」についての理解を深めることに留まらず学習を通して「人権」を守る気持ちや振る舞いを身に付け、問題解決のために行動できる力を育てる教育
 - ・ 様々な人権課題に関する学習
 - ・ 人権感覚の醸成 等

④ 人権のための教育

- 学校教育活動全体を通して、全ての人々の人権が尊重される社会の実現を担う人間として成長できる子どもを育てる教育
 - ・ 子どもの権利学習
 - ・ SDG s 学習
 - ・ 地域に貢献する活動 等

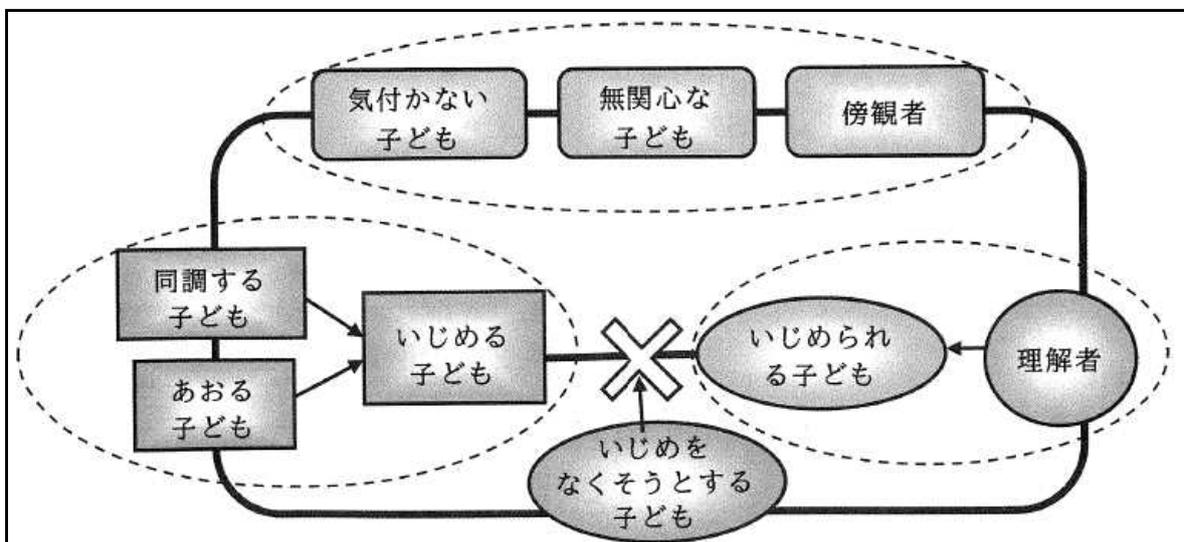
4 積極的認知に向けた教職員一人一人の心構え

- ・ 教職員一人一人が多様な背景をもつ生徒の理解と配慮も含めた人権意識をもつ。（子どもの権利などの人権に関わる研修資料を、教職員やなごや子ども応援委員会と共有し、人権感覚を醸成する。）
- ・ 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ・ いじめの認知の判断基準については、加害行為の「継続性」「集団性」「一方的な力関係の有無」「深刻度」などの要素によりいじめの定義を限定して解釈することがないようにする。
- ・ 生徒と触れ合う時間をできる限り多く取る。
- ・ 生徒の話に耳を傾け、親身になって対応し、生徒が何でも相談できる信頼関係を築く。
- ・ いじめ防止対策推進法第2条のいじめの定義に従って、積極的に認知する。
- ・ いじめを見逃ごしたり、気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりしない。認知したいじめは、必ずいじめ等対策委員会に報告する。

- いじめ（特に、暴力を伴わないいじめ）は、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知し、指導につなげる。
- 暴力的な行為など「目に見えるいじめ」を目撃した場合は、速やかに止めるなどの指導を最優先させる。
- いじめの解消は、国の基本方針にのっとり、少なくとも、いじめが止んでいる状態で3か月以上継続し、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないと認められる場合において初めて判断する。
- 部活動は、スポーツ庁・文化庁のガイドライン等も踏まえて実施する。
- 生徒一人一人の人権を尊重して、生徒が自身の思いを話すことができるよう信頼関係を築き、生徒に寄り添った素早い対応をする。（子どもの権利学習、日頃からの声掛け、各種アンケートの活用、教育相談の実施、なごや子ども応援委員会との面談、保護者との連携 等）

5 未然防止の取組

- 学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高まるよう努める。
- 生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- 集団の一員としての自覚や自信を育むとともに、互いの違いを認め合うことにより多様性を認める。多様性の中で相互に補い合っていく中で、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- 上記の内容について、学校及び生徒の実態を踏まえ、子ども応援委員会と協働して企画・計画・実践を進める。
- いじめは、「いじめる子ども」と「いじめられる子ども」という二者だけの関係でとらえるのではなく、二者を取り巻く集団を含めて、構造的に理解することが重要である。このいじめの構造を、「加害者（いじめを行う者）」「被害者（いじめられる者）」「観衆（はやしたたり面白がって見ている者）」「傍観者（見てみないふりをする者）」の四層構造としてとらえる。



(1) 「高中みらいプロジェクト」の継承

令和5年度もこれまでの取組を継承し発展させ、「誰一人取り残すことのない学校づくり」を推進していく。

【援助希求的態度の育成】（1年生）

- 嘱託心理士による講演会
 - ・ コミュニケーションにおける認識のずれの実感
 - ・ 「会話」と「対話」の違いの理解、認知バイアスの理解
 - ・ 相手と信頼関係を築くために必要なことの理解
- ロールプレイと学級での話し合い活動
 - ・ SOSの受け取り方、「傾聴」を学ぶ。
- 校長、保護者、卒業生代表による講話を基にした学級での話し合い活動
 - ・ これまでで、困っても相談できなかった経験などを共有する。
 - ・ 今後、困ったときどうするか自分なりの解決方法を見つける。

【人権教育の充実】

- 「人権教育の手引き」を参考とした実践とその振り返り
- 「子どもの権利学習」（1年生）
 - ・ 名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」の子どもの権利擁護員から「子どもの権利」について学ぶ。

【SNS等に関する約束事】（全学年）

- SNS等の情報端末の利用方法について「我が家の約束事」として、全家庭対象にアンケートを実施。
 - ・ アンケート結果について、学校HPに掲載。

【生徒、保護者、教職員の三者でつくる新しい校則】

- 全校アンケートによる意識調査
- 生徒会、PTAとの検討
 - 令和5年度以降も検討を進め、校則を決定する。

【地域と生徒会による花の育成活動】

- 地域の協力による校内花壇の整備・増設
- 校内で集めた落ち葉堆肥を利用した花の育成
- 困りごとを一人で抱え込まない象徴としてコキアを育成し、地域へ提供

(2) 援助希求的態度の育成

本校の生徒には次のような傾向が見られる。

困ったことがあるとき「自分が悪い」「自分のせいだ」と、問題を一人で抱え込んだり、「周りの期待に応えなければならない」と考えてしまい自分の力で何とかしようとして頑張り過ぎたりしてしまう。

自分の課題は自分で解決するもので、周囲に相談したり、助けを求めたりすることは迷惑を掛けることであり、無責任なことだ考えてしまう。

そこで第1学年で3回にわたって、他者に相談することの必要性や他者の相談を受け止める方法、相談する相手は周りにたくさんいる、そして相談を受けた相手は迷惑と感じていない等を学び、困っていることを他者とともに解決する力を高めることに重点を置いた授業を実施する。

(3) 道徳教育・人権教育

- ・ 道徳教育・人権教育の実践を通して、豊かな心の育成を図る。特に、「一人一人を大切にする」「相手の立場になって考える」「自分がされたくないことは相手にもしない」等、他を思いやる心、自他の生命を大切にすることを育むとともに、「死ね」「うざい」「きもい」など、人権意識に欠けた言葉遣いに対する指導の徹底に努める。
- ・ 人権に関する知識だけでなく、参加体験型の学習として、全学年で学期に1回ずつ人権感覚を高める授業を行い、人権感覚の醸成を図る。
- ・ さらに人権感覚の醸成を図るために、子どもの権利学習を「名古屋市子どもの権利相談室なごもっか」と連携して実施し、生徒一人一人が権利を有していることを踏まえ、他者の権利を尊重することの大切さを理解できるようにする。

活用資料「高針台中道徳授業データベース」「いじめ防止教育プログラム」
「人権教育の手引き」
「学校における人権教育を進めるために～実用編～」
「人権教育の手引き～みんなで学ぶ人権ワーク集～実践編」など

(4) 授業づくり

- ・ 生徒が、自らの可能性を最大限に伸ばし、人生をたくましく生きていくことができるよう、生徒主体の授業づくりに取り組む。
- ・ 生徒一人一人の興味・関心や能力、進度に応じた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実による授業を推進する。
- ・ 学校努力点である「単元を通して自分で決めて取り組む活動」により、生徒の意思を学習に生かす場面を設定して主体的に学び探究する生徒の育成に取り組む。この主体的に学び探究する力を基にして、身近に起きるいじめについて、他人事ではなく自分事としてとらえ、一人一人が自分にできることを主体的に取り組むことができるように支援を行う。

(5) キャリア教育の充実

- ・ 自分の好きなことや得意なことを踏まえて、自分にはどのような可能性があるかを見つめる取組を行う。
- ・ そして、自己理解・他者理解を通して、将来どのような生き方をし、どのように社会に貢献し、どのような生きがいを得るのかを考えるキャリア教育の取組を進める。

(6) 集団づくり

- ・ 社会体験や交流体験の機会を計画的に配置し、他の生徒や大人との関わり合いを通して、生徒が自ら「人と関わることの喜びや大切さ」に気づき、学ぶ機会を設定する。
- ・ 一人一人の生徒が活躍できる学校生活をつくることのできる場や機会を設定し、生徒の自己有用感の育成を図る。
- ・ 単に生徒が何かを体験すればよい、子ども同士が交流を深めればよい、といった意識ではなく、生徒の年齢や発達段階に応じた集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために、多様性を認め合い、「友達のよさに目を向け、積極的に認め合う活動」「グループや学級全体で助け合い、共通目標を達成する活動」など、道徳科の授業はもとより、学級活動、生徒会活動

等の特別活動において、生徒の創意や工夫に富んだ主体的な活動の場や機会を設定する。

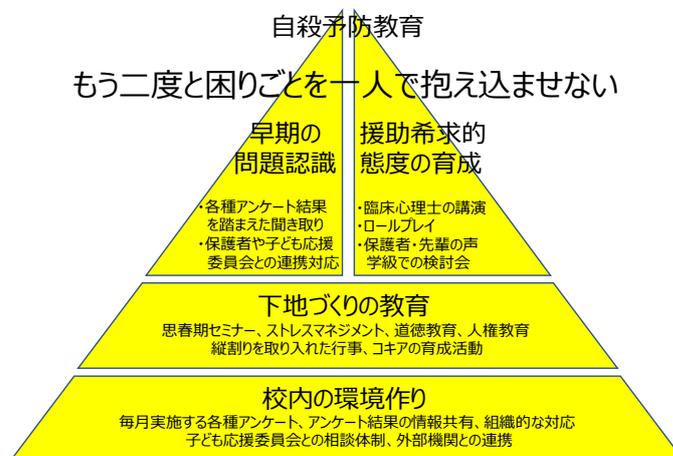
- ・ 生徒会の取組において、「なごや I N G キャンペーン」、「いじめ防止教育・自殺予防教育」等の機会を生かし、生徒自身がいじめの問題を自分たちの問題として受け止める、そして、自分たちでできることを主体的に考えて行動することができるように働きかける。

《学校全体での取組・活動例》

- 「縦割りを取り入れた仲間との絆を深める体育大会」
- 「心を育て、表現を豊かにする音楽会」
- 「生徒会主催の清掃ボランティア活動」
- 「各委員会主催の挨拶運動や心の友運動」
- 「人権課題を踏まえた人権感覚を醸成する授業」
- 「保護者・生徒とともに考える SNS の約束事」
- 「保護者・生徒とともに考える校則」
- 「地域とともに環境美化を目指す花の育成活動」

《各学年での中心となる取り組み・活動例》

- 【1年生】「子どもの権利学習」「援助希求的態度の育成授業」
「ストレスマネジメント」「SDGs 学習」
- 【2年生】「稲武野外学習」「職場体験」「ストレスマネジメント」
- 【3年生】「進路学習」「思春期セミナー」「ストレスマネジメント」



(7) 教育相談

- ・ 年度当初に、なごや子ども応援委員会が生徒手帳に作成した「ストレス対処☆早見表」を生徒に紹介しながら、SCと相談することができる応援委員会の連絡先も紹介して、身近な存在であることを伝える。
- ・ 気軽に相談できる存在であることを知らせるために、中学校1年生の生徒に、SC等との面談を実施する。

6 早期発見の取り組み

学級や部活動など、学校生活すべての場において、子どもをきめ細かく見守る。いじめの早期発見のために、日常的な観察とともに、質問紙によるアンケート調

査等の毎月ごとの実施、教育相談等における面談、スクールライフノートの活用などを計画的に行い、日常の生徒の様子を把握する。また、なごや子ども応援委員会と定期的に口頭並びに書面による情報交換を行うことで早期発見に努める。

生徒の声にならない声を、様々な場面から把握することができるように、全教職員で組織的に対応する。

(1) 日常的な観察

- ・ 日頃から生徒との触れ合いを多くして、生徒一人一人の交友関係、行動、思考の特徴をよく理解するようにし、いじめの兆候、生徒が示すサインを見逃さないようにする。

(2) 「ウェブ版学校生活アンケート」

- ・ 学級集団づくりに活用する中で、結果として表れる「学級での満足度」「学校生活における意欲」「ソーシャルスキルの定着具合」を基に、状況によって即時に、生徒個々へ対応する。

(3) 毎月の記名式アンケート調査等と支援

- ・ 毎月の実施により、生徒が思いを表出することができる機会を増やすことで、日々のささいな悩みや困りごとでも表出できるようにする。アンケート項目の中に、いじめに関する内容も取り入れ、誰が被害者か加害者かとは関係なく、いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握し、未然防止の取組の評価・改善につなげる。また、職員は必要に応じた対応を即時実施し、困り感の解消や相談しやすい関係づくりに取り組む。

(4) 緊急的な記名式のアンケート調査

- ・ 重大事態が生じたときなど、事実関係を把握する必要がある場合は、緊急的にアンケート調査を行う。

(5) 教育相談

- ・ いじめの被害者は「全力で守る」という学校・教職員の姿勢・決意を示す。他の生徒のいじめについて見聞きした場合は、勇気をもって相談するように呼び掛けるとともに、情報の発信元は絶対に明かさないと伝えておく。
- ・ 転入時においては、学級担任以外に教務主任、スクールカウンセラーや養護教諭などに個別に引き合わせるようにする。
- ・ (2)～(3)でのアンケート調査の結果等を基に、全ての生徒を対象として、学期に一回、教育相談週間を設ける。
- ・ 生徒が希望する場合は、担任以外の教職員、スクールカウンセラーへの相談も可能とする。

(6) 保護者・地域との連携

- ・ 保護者に対しては、日頃から生徒のよい点や気になる点など、学校の様子について連絡するように努めるとともに、生徒について気になることがあれば速やかに学校に連絡していただくように依頼しておく。
- ・ 校内で起きた事案を学校だよりや保護者会等を通して積極的に発信し、学校と保護者が連携して解決に取り組む。
- ・ 地域に対しては、「いじめ・問題行動等防止対策連絡会議」の場等を活用し、生徒について気になることがあれば速やかに学校に連絡が入るように依頼しておく。

(7) 相談機関紹介カード「あったかハート」の配布

- ・ 年度当初に、全生徒に配布し、各相談機関について周知する。
- ・ 生徒手帳やかばん等に入れておくなど、いつでも見ることができるよう指導する。

(8) SNS相談

- ・ 相談する先が24時間365日あることを全校生徒に周知し、アクセスコードを配付する。また、学習者用タブレット端末を使って、SNS相談の活動体験をさせる。

(9) 相談機関の紹介

- ・ なごもっかをはじめとする生徒が相談可能な様々な機関の電話番号やQRコードをまとめたものを生徒手帳に掲載し、周知する。

7 いじめに対する措置（いじめの重大事態・警察との連携を含む）

- ・ 特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・ 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、教育委員会・関係機関等と連携し、対応にあたる。とりわけ、児童虐待や重大ないじめ、自死などにつながる恐れのあるハイリスクな要因を抱えた生徒に関しては、早期発見・早期対応の上で、関係機関との連携を図る。
- ・ 生徒の個人情報取り扱い等、プライバシーには十分に留意する。

(1) いじめの発見時や相談・通報を受けたときの対応

- ・ 遊びや悪ふざけ、複数で一人を困らせている状況など、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり注意したりする。
- ・ 生徒や保護者からの訴えに対しては、軽視したり後回しにしたりせず、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には早い段階からの的確に関わりをもつようにする。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・ いじめ行為を発見したり通報を受けたりした教職員は一人で抱え込まず、速やかに「いじめ等対策委員会」に報告し、情報を共有する。
- ・ 「いじめ等対策委員会」を中心として、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどしていじめの事実の有無の確認を行い、いじめの認知・判断をする。
- ・ 以下のような「重大事態」については、直ちに教育委員会に報告し、調査に着手する。

- | | |
|-----------------------------------|------------------|
| ○ 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」 | |
| ・ 生徒が自殺を企図した場合 | ・ 身体に重大な傷害を負った場合 |
| ・ 金品等に重大な被害を被った場合 | ・ 精神性の疾患を発症した場合 |
| ○ 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」 | |
| ・ 30日を待たず、1週間をめどに連絡し概要を報告する。 | |

※ 「いじめを受けた生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申し立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）

- ・ 状況に応じて、所轄警察署・法務局・児童相談所など、関係機関との連携を図る。

(2) いじめを受けた生徒又はその保護者への支援

- ・ 「複数の教職員で見守る」「いじめた生徒を別室で指導する」など、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、安心して学校生活を継続するよう伝える。
- ・ 上記の対応によっても、いじめを受けた生徒が学校を欠席せざるを得ない状況が続く場合には、学習の支援など、いじめを受けた生徒及びその保護者の心情に寄り添いながら支援する。
その際、「出欠席の取り扱い」「内申も含めた成績への影響」について、いじめを受けた生徒に不利益が生じないことを初期段階から説明するよう配慮する。
- ・ 当該事案に気づき次第直ちに、いじめを受けた生徒及びその保護者の要望・意見等を聴き取る。その際、誰がいじめを受けた生徒・保護者の聴き取りを行うかについては、いじめを受けた生徒・保護者の意向を尊重する。
- ・ 学校は、いじめを受けた生徒、及びその保護者の「知る権利」を尊重し、いじめの疑いのある事案の背景・経過・事実関係等に関する調査結果その他の事案関連情報開示及び説明を積極的に行う。
- ・ 保護者には、電話連絡だけでなく、家庭訪問などにより、その日のうちに事実関係を伝える。
- ・ 状況に応じて、なごや子ども応援委員会や外部専門家の協力を得る。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ当該生徒や保護者へ必要な支援を行う。
- ・ なごや子ども応援委員会に対して、いじめを受けている生徒への個別の安全確保、警察との連携した対応の窓口の担うようSPによる支援の要請を行う。
- ・ 犯罪行為に該当するもの、あるいは強く疑われるものは、教育員会に一報するとともに警察へ相談又は通報する。

(3) いじめを行った生徒への指導又はその保護者への助言

- ・ いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為で、相手の人権を侵害する行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ 迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、いじめを行った生徒を別室で指導する等、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・ いじめを行った生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、いじめをした行為は否定するが人格は決して否定せず、保護者と連携して当該生徒の健全な人格の発達に配慮する。
- ・ いじめの背景となったことへの対応をする際、学校として取り組むこと、保護者と連携して取り組むこと、外部機関と連携して取り組むことなど、役割を分担して組織的・継続的に指導に取り組む。
- ・ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないように一定の教育的配慮の下、「特別の指導計画による指導」のほか、「教育委員会との判断による出席停止」「警察との連携による措置」も含め、毅然とした対応をする。

(4) 集団への働きかけ

- ・ 傍観者に対しては、自分の問題として捉えさせ、観衆に対してはいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・ 学級全体で話し合うなどして、いじめは相手の人権を侵害する絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・ いじめの解消とは、謝罪のみで終わるものではなく、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻すことをもって判断するようにする。
- ・ 全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(5) ネット上のいじめへの対応

- ・ 名誉毀損やプライバシー侵害など、不適切な書き込みなどについては、教育委員会に一報するとともに所轄警察署・関係機関に相談し、直ちに削除する措置をとる。
- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、教育委員会に直ちに一方するとともに、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・ 警察、法務局、関係業者等の専門家を講師とした講演会を実施したり、相談機関の窓口や、関係機関が実施する取組を周知したりする。
- ・ パスワード付きサイトやSNS、スマートフォンや携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育の充実を図る。
- ・ 保護者に対しても、情報モラルに関する講演会等の実施や「情報モラル啓発資料」の活用を通して現状について理解を求めるとともに、家庭における「スマートフォンや携帯電話の使用に関する約束事」を生徒と相談して「我が家の約束事」として決めるように依頼し、集約した内容をHPに掲載して、それぞれの家庭の約束事を踏まえて再度家庭で話し合ってもらおう。

8 なごや子ども応援委員会との協働

教務主任(なごや子ども応援委員会コーディネーター)と生徒指導主事を中心に協働を図り、未然防止及び早期発見の取組を進めるとともに問題の解決に努める。

9 校内研修の実施

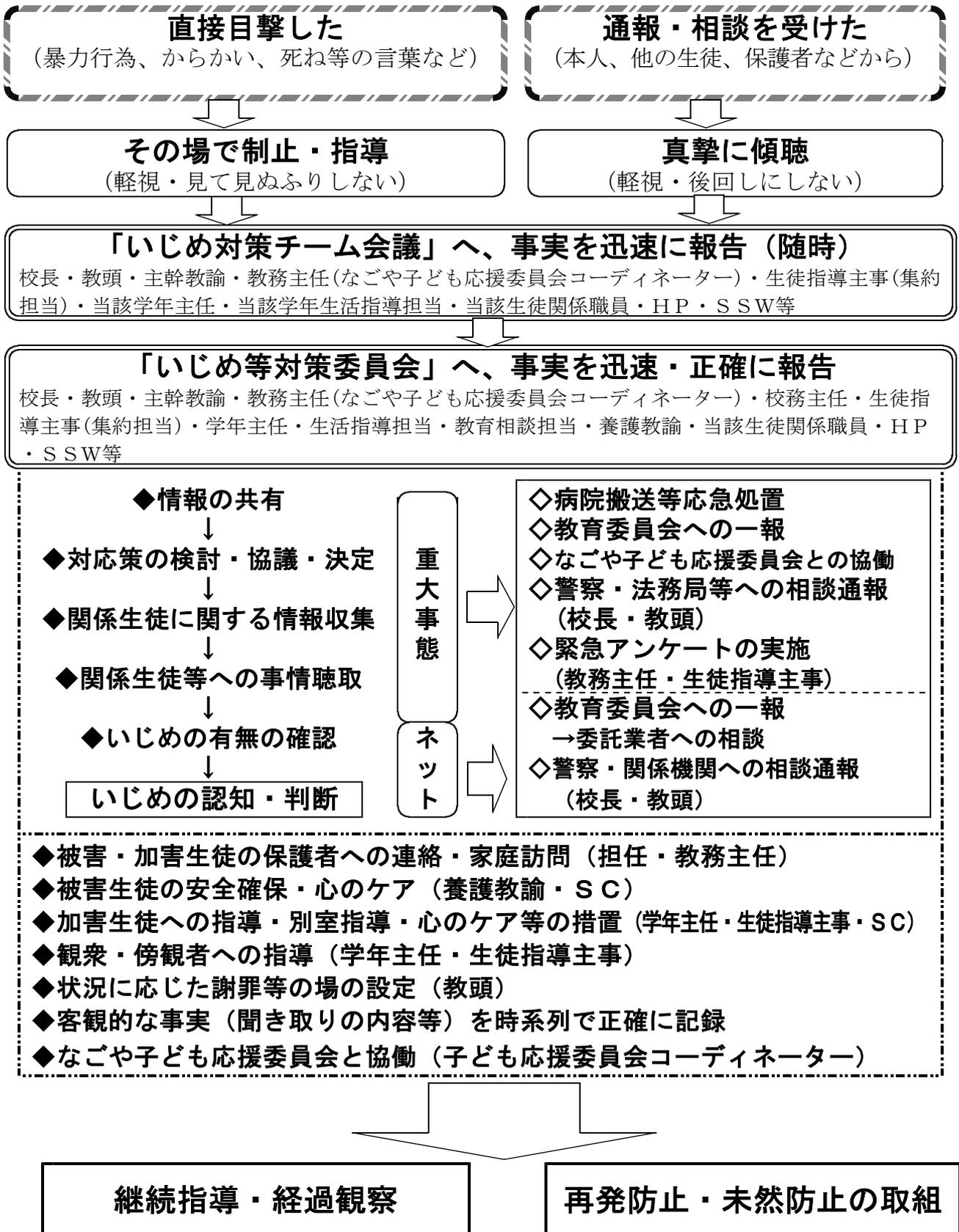
いじめ等対策会議の報告や生徒指導提要を活用する等、いじめの防止等のための対策に関する校内研修を学期に1回は実施し、教職員の資質向上に努める。また、人権やいじめに関する資料を随時提供し、人権感覚の醸成を図るとともにいじめへの理解を深める。

10 学校評価の実施

学校は、より実効性の高い取組を実施するために、PDCAサイクルに基づき、策定した「学校いじめ基本方針」の見直しを必要に応じて行う。

また、いじめの防止等のための対策に関わる取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせて、その結果を公表する。

◆ いじめが発生した場合の対応の流れ ◆



◆ 年間を見通したいじめ防止のための指導計画 ◆

月	諸会議等	未然防止の取組	早期発見の取組	校内研修	
4	職員会議 ・指導方針 ・指導計画 いじめ等対策委員会①	互いを認め合う学級づくり	↑ あったかハート配布 スマイルアンケート実施と結果を基にした個別相談	↑ ス ク ー ル ラ イ フ ノ ー ト の 活 用 ↓	研修① 生徒理解
5	いじめ等対策委員会②	こころの元気チェック① なごやINGキャンペーンの 年間を通じた取組	↑ 授 業 ・ 全 員 が 参 加 活 躍 で き る 授 業 ↓		研修② 学習評価&努 力点
6	いじめ等対策委員会③	体育大会 子どもの権利学習 修学旅行			研修③ A E D 講習 会
7	いじめ等対策委員会④ いじめ・問題行動等防止対策連絡協議会 ・情報共有 ・情報提供依頼				研修④ 努力点
8					研修⑤ 不登校対応
9	いじめ等対策委員会⑤	稲武野外学習			研修⑥ 発達障害対応
10	いじめ等対策委員会⑥	音楽会			研修⑦ 努力点中間
11	いじめ等対策委員会⑦	ストレスマネジメントの授業 こころの元気チェック② なごやINGキャンペーンの取組			
12	いじめ等対策委員会⑧ いじめ・問題行動等防止対策連絡協議会 ・情報共有 ・情報提供依頼	人権週間における取組			
1	いじめ等対策委員会⑨				研修⑧ 事例検討会 (いじめ)
2	いじめ等対策委員会⑩	こころのSOSの授業 こころの元気チェック③ 援助希求力育成の授業① 援助希求力育成の授業②			研修⑨ 1年間の振り返りと次年度 に向けて
3	いじめ等対策委員会⑪	援助希求力育成の授業③			

※いじめが疑われる事案が発生した場合は、「いじめ対策チーム会議」の招集を、必要であれば「いじめ等対策委員会」の緊急招集も行い、そこでの決定に従って対応を進める。そして、その事案の経過について定例で開催する「いじめ等対策委員会」で報告し、今後の対応策について検討して、必要に応じて修正を図る。